

東久留米市地域自立支援協議会の書面開催について

東久留米市地域自立支援協議会について、通常であれば対面で行われるべき会議ですが、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、人と人の接触機会を減らすため、当面の間、本会議は、下記のとおり、書面のやりとりにより実施いたします。

また、委嘱書の交付につきましても、郵送により対応させていただき、会長職、副会長の互選につきましては、今後、会議を対面式で行える時に実施いたします。

ご不便、ご面倒おかけしますが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

書面開催の方法

- ① 事務局が「開催通知」「会議次第」「資料」「議題の内容説明」「質問・意見票（白紙）」等をメール又は郵送で各委員へ送付します。
- ② 委員は、「会議次第」「資料」「議題の内容説明」について確認し、資料や説明に対する質問や意見を「質問・意見票」に記入し、返送します。賛否を求める議題がある場合も同様に「質問・意見票」に記入し、返送します。
※（質問・意見票の返送を以って、会議に「出席」したとみなす運用にします。委員の半数以上の「出席」をもって会議成立とします。謝金を支払いする上で必要な運用となります。）
- ③ 事務局は各委員の質問・意見を取りまとめ、各委員へ送付します。追加の「質問・意見票」も送付します。
- ④ 委員は追加で質問・意見がある場合は、質問・意見票を返送します。（追加分の質問・意見については次回会議の事務局課題にします。）
- ⑤ 事務局は、1 回分の会議として議事録を作成し、各委員の確認を受けます。
- ⑥ 「出席」した委員の方へ委員謝金をお支払いいたします。